

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百九十年十月
二十六日にモントリオールで署名された議定書

国際民間航空条約第五十条(a)の改正に関する千九百九十年十月二十六日にモントリオールで署名された議定書

国際民間航空機関の総会は、

千九百九十年十月二十五日にモントリオールにおいてその第二十八回会期（臨時）として会合し、

一層多くの締約国が代表されることによってより良い均衡を確保するために理事会の構成員の数を増加することが多数の締約国の希望であることに留意し、

理事会の構成員の数を三十三から三十六に増加することが適当であると考え、

このため、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された国際民間航空条約を改正することが必要であると考えて、

1 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、同条約の改正案、すなわち、

「第五十条(a)第二文中「三十三」を「三十六」に改める。」
を承認し、

2 国際民間航空条約第九十四条(a)の規定に従い、百八の締約国の批准によって1に規定する改正案が効力を生ずることを定め、

3 国際民間航空機関事務局長がひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により1に規定する改正案及び次の事項を含む議定書を作成することを決議する。

- (a) 議定書は、総会の議長及び事務局長によって署名される。
- (b) 議定書は、国際民間航空条約を批准し又は同条約に加入した国による批准のために開放しておく。
- (c) 批准書は、国際民間航空機関に寄託する。
- (d) 議定書は、百八番目の批准書が寄託された日に、議定書を批准した国について効力を生ずる。
- (e) 国際民間航空機関事務局長は、すべての締約国に対し、議定書の各批准書の寄託の日を直ちに通報する。
- (f) 国際民間航空機関事務局長は、すべての締約国に対し、議定書の効力発生の日を直ちに通報する。
- (g) 議定書の効力発生の日の後に議定書を批准する締約国については、議定書は、当該締約国が国際民間航空機関に批准書を寄託した日に効力を生ずる。

よつて、總會の以上の決定に基づき、

國際民間航空機関事務局長は、この議定書を作成した。

以上の証拠として、國際民間航空機関の總會の第二十八回会期（臨時）の議長及び事務局長は、總會から委任を受けて、この議定書に署名する。

千九百九十年十月二十六日にモントリオールで、ひとしく正文である英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語により本書一通を作成した。この議定書は、國際民間航空機関に寄託しておくものとし、同機関の事務局長は、千九百四十四年十二月七日にシカゴで作成された國際民間航空条約のすべての締約国に対しその認証謄本を送付する。

總會第二十八回会期（臨時）議長

アサド・コタイテ

事務局長

S・S・シドゥー